

車両区分		原動機付自転車				保安部品なし	
		一般原動機付自転車		特定小型原動機付自転車【VELMO STEP】			
各法令に基づく条件	道路交通法	法定速度	30km		特定小型原動機付自転車 20km/h	特例特定小型原動機付自転車 6km/h	
		通行区分	車道のみ		車道、自転車道 自転車専用通行帯	車道、歩道、路側帯 (道路標識等により歩道通行可 とされている場合に限る)	
		右折方法	小回り右折	片側二車線以下 二段階右折禁止の場合		常に二段階右折	横断歩道 自転車横断帯を利用 (歩行者優先)
			二段階右折	三車線以上且つ 二段階右折禁止ではない場合			
		運転免許	必要(原付免許)		不要(16歳未満運転不可)		
		ヘルメットの着用	必要		努力義務		
	道路運送車両法	後写鏡	必要		不要		
		警音器	必要		必要(ベル程度でも可)		
		尾灯	必要		必要		
		制動灯	必要		必要		
		方向指示器	必要		必要		
		最高速度表示灯	必要		必要(緑色点灯)	必要(緑色点滅)	
		ナンバープレート	必要		必要		
	自賠責保険	必要		必要			
公道走行不可							